

奈良工業高等専門学校人事委員会規程

制 定 平成16年11月11日

最終改正 令和7年1月16日

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校の教員の採用（非常勤講師の新規採用等を含む。）及び昇任その
他人事に関し、校長が必要に応じ諮問する事項を審議するため人事委員会（以下「委員会」と
いう。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長が指名する副校長
 - 二 一般教科主任及び専門学科主任（以下「学科主任」という。）
- 2 委員会に人事委員会委員長（以下「人事委員長」という。）を置き、前項第一号の副校長を
もって充てる。
- 3 委員会は、人事委員長が招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、委員の4分の3以上の出席をもって成立し、出席委員の3分の2以上の賛成をも
って決議するものとする。
- 5 人事委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くこと
ができる。
- 6 校長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 7 人事委員長は、委員会の結論について、速やかに校長に答申しなければならない。

(教員選考委員会)

第3条 人事委員長は、採用の場合で必要があると認めたときは、委員会の下に教員選考委員会
（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 選考委員会は、委員会の付託を受けて、公募要領の作成並びに応募書類及び面接（模擬授業
を含む。）により、候補者の選考審査を行うものとする。
- 3 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- 一 企画会議の委員から人事委員長が指名する教員 2名以内
 - 二 当該教員の採用選考に係る学科主任
 - 三 当該教員の採用選考に係る一般教科又は専門学科に所属する教員の中から、前号の学科
主任が指名する教員。ただし、後任人事の採用においては、特段の事情がある場合を除き
前任者は指名できない。
- 4 校長預りの定員で採用する場合の選考委員会の組織は、前項に係わらず校長がその都度指名
する。
- 5 選考委員会に選考委員会選考委員長（以下「選考委員長」という。）を置き、第3項第一号
に掲げる者の中から人事委員長が指名する者をもって充てる。
- 6 選考委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 7 選考委員長は、審査結果を人事委員長に報告するものとする。
- 8 選考委員会は、採用候補者の内定の承諾をもって解散する。

(事務)

第4条 委員会及び選考委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年11月11日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校人事委員会規程（平成14年1月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月10日一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。